

## 【外務委員会】

### ○日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第1号）要旨

本件は、標記の議定書の締結について、国会の承認を求めるものである。

この議定書は、令和2年1月に発効した現行の日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定（以下「協定」という。）を部分的に改正し、協定附属書Iに定めるアメリカ合衆国からの牛肉についての農産品セーフガード措置を適用する条件の修正等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 アメリカ合衆国からの牛肉についての農産品セーフガード措置の適用の条件を修正し、日本国は、次の全ての条件を満たす場合に、当該措置をとることができること。
  - 1 アメリカ合衆国からの牛肉の合計輸入数量が、現行の協定附属書Iに定める各年のセーフガード発動水準を超えること。
  - 2 協定の発効4年目及びその後の各年について、アメリカ合衆国からの牛肉及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「CPTPP」という。）の締約国（原署名国に限る。）からの牛肉の合計輸入数量が、各年のCPTPPのセーフガード発動水準を超えること。
  - 3 協定の発効4年目から9年目までの各年について、アメリカ合衆国からの牛肉の合計輸入数量が、前年におけるアメリカ合衆国からの牛肉の合計輸入数量を超えること。
- 二 日本国の税関当局による公表義務の対象に、現行の協定の定めるアメリカ合衆国からの牛肉の合計輸入数量のほか、アメリカ合衆国からの牛肉及びCPTPPの締約国（原署名国に限る。）からの牛肉の合計輸入数量を含めること。
- 三 協定の発効10年目から14年目までの各年について、アメリカ合衆国からの牛肉についての四半期の農産品セーフガード措置の適用の条件を修正し、日本国は、次の全ての条件を満たす場合に、当該措置をとることができること。
  - 1 四半期におけるアメリカ合衆国からの牛肉の合計輸入数量が、現行の協定附属書Iに定める各年のセーフガード発動水準の4分の1に117%を乗じたものを超えること。
  - 2 四半期におけるアメリカ合衆国からの牛肉及びCPTPPの締約国（原署名国に限る。）からの牛肉の合計輸入数量が、各年のCPTPPのセーフガード発動水準の4分の1に117%を乗じたものを超えること。